日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

\bigcirc	\bigcirc											
中間	国家	公出	廃	地上	国	独	国家公	環	自衛隊	自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) (抄)	○ 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) (抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
•	•	•	•	•	•	•	•	七号)	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	抄	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	<u></u>	•	•	•	
•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
1.0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
10	9	9	8	6	6	4	3	2	2	1	1	

◎国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) (抄

(公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法 後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。 員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から 用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職 給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合 人(特定独立行政法人を除く。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する 職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。)に使

2~4 (略)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計

員としての在職期間の終期までの期間は、 在職した後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、 勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員 給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、 特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、 職員としての引き続いた在職期間とみなす。 引き続いて独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その 引き続いて当該法人の役員となつた場合に、 先の職員としての在職期間の始期から後の職

∠・3 (略

◎自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) (抄)

(国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、特定独立行政法人以外の独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規 する独立行政法人をいう。)、 大学共同利用機関法人 (同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。) 及び別表第十に掲げる法人とする。 国立大学法人(国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一 項に規定する国立大学法人をいう。)

◎自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) 抄

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、 免職、 降任、 停職、 減給又は戒告の処分をすることがで

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、 (平成十一年法律第百三十号)又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合 特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は沖縄振興開発金

合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続く隊員としての在職期間(要請に応じた退職前の在する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場 職期間を含む。)又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在 間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定 の退職」という。)、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く隊員としての在職期 として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続く隊員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先 た場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として隊員 公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用され 庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者(以下この項において「一般職国家

◎環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (平成十六年法律第七十七号) 抄

職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、

同様とする。

第二条

2 • 略

4

この法律において「環境報告書」とは、 いかなる名称であるかを問わず、 特定事業者 (特別の法律によって設立された法人であって、

の負荷の程度を示す数値を含む。)を記載した文書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識すのをいう。以下同じ。)その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況(その事業活動に伴う環境へ ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるも おける当該電磁的記録を含む。)をいう。 運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連 以下同じ。)の作成がされている場合に 性の程を 協同 組 織

(環境報告書の公表等)

2 第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、 (略) 環境報告書を作成し、 これを公表しなければならな

◎国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) (:

第九条第一項の規定による公表をせず、

又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(他の役職員についての依頼等の規制)

第百六条の二 職員は、営利企業等 ことを要求し、若しくは依頼してはならない。 業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、 をいう。 立行政法人の役員(以下「役職員」という。)をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企 (平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは特定独 以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、 (営利企業及び営利企業以外の法人(国、 (株主総会その他これに準ずる機関をいう。) を支配されている法人として政令で定めるもの 当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関 若しくは役職員であつた者を、 国際機関、 地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法 当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせる

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

を目的として行う場合を含む。) 替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせること 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み

三 (略)

3 る給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用 他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当す される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法 人に限る。)をいう。 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)その

④(略

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他 令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。 地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。)には、 あらかじめ、 政

- 特定独立行政法人以外の独立行政法人
- 除く。)のうち政令で定めるものをいう。) 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを
- 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。) 公益社団法人又は公益財団法人(国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。)

② (略)

第百十三条
次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

◎独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄

(役員の退職管理)

第五十四条 第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同五十四条 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項

百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前二項」と、 十四 い う。 四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは 法第五十四条第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中 行政法人通則法第五十四条第一項において準用する前項第二号」と、 あるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、 立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項におい 第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは 第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の二から 第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。 定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価 律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設 事務であつて、行政 用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務(第三十三条第一項に規定する根本基 四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依 法人通則法第五 十三第三項 一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは (通則法第五十四条第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四 ;した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。 条第一項において準用する前)であ 頃中「当該! 法 同法第十八条の二第一項中「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事 公人通則 る場合には、速やかに」とあるのは 一十四条第一 めるのは <u>\frac{1}{1}</u> 居出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下 |需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。) 、一 号から第十八号までに係る部分に限 項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用 (人通則) 条第一 別法第五十四条第一項において準 人通則 項」と、 法第五 -四条第一 「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一 (任用、 準用する第百六条の二第一 同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から 独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第百六条の十六」と、 「速やかに」と、 頼 項において -四条第 (第十四号から前号まで」と、 給与、 る。 並)」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、 分限その他の人事管理の基礎とするために、 、て準用、 項におい 同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは びに第百十二条の規定は、 同法第百六条の二十四中 同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則 同条第四項中「前三項」とあるのは する第百六 て準用する第 項」と、 以下同じ。)、研修、能率、 「退職手当通算予定役員」と、 条の 同法第百十二条第 苩 兀 第 ·法第百十三条第一号中 項 役員又は役員であった者に から第四項まで」 二十四第 項、 第百六条の三第二項第一号、第 項」とあるのは「独立行政法人通 厚生、 項において準用する前各項」と、 項」と読み替えるも 「独立行政法人通則法第五 同法第百六条の二第二項 職員がその職務を遂行するに当たり発 服務、 第百六条の 第百六条の二第一項」とあるのは 同条第i 般職の職員の給与に関する法 同法第十八条の三第一項及び 要求又は依頼 職管理等に関 兀 準の実施につき必 7 て準用っ 準 同法第百六条の二 とするほ 「管理職職 項 から 十四条第一項 する次項」と 百六条の四 第二号中 「独立行 する事務 百 (独立行政 する第十 第四 則法第五 前前 同法第 員」と 独 項 条第 政法 独 立 第

◎国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第百二十四条の二 組合員 。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、 ことを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規 。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、 当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ えて適用する場合を含む。)」とあるのは 特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替 等又は特定公庫等の負担金」と、第百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、 及び国の負担金」とあるのは「、 定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、 が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服する もののうち政令で定めるもの(第四項において「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。 「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く て沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する (長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、 公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは 「第九十九条第二項」と、 引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務 別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、 同条第四項中「職員団体」とあるのは 第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「 「公庫等若しくは特定公庫等」とする 引き続 . 「公庫

2~5 (略)

◎地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) (抄

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例

第百四十条 業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、 引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人で (以下「公庫等」という。) に使用される者

から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条第二項」とする。 又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、 号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人 は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」とあり、並びに同項第二 手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又 当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末 等職員である間、引き続き転出(公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるもの とする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは 役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合 長期給付に関する規定(第四十三条第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、 「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、 なかつたものとみなし、その者は、当該公庫 (政令で定める場合を除く。 「第百十三条第二項 (同条第五項 「期末手

2~4 (略)

(国の職員の取扱い)

2 国の職員についてこの法律な第百四十二条 (略)

み替えるものとする。 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、 次の表の上 欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、 それぞれ当該下欄に掲げる字句に読

(略)	(略)	(略)
第百四十条第一項	任命権者又は	任命権者若しくは
	又は地方公共団体の事務又は	若しくは地方公共団体の事務若しくは
	退職した場合(政令で定める場合を除く。)	。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」というを有するもののうち政令で定めるもの(以下「特定公庫等」という。)の役員の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連の委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別退職した場合(政令で定める場合を除く。)又は組合員が任命権者若しくはそ

(略)	(略)
とあるのは「公庫等又は特定公庫等」	とあるのは「公庫等」
公庫等又は特定公庫等の負担金	公庫等の負担金
(公庫等職員又は特定公庫等役員	(公庫等職員
当該公庫等職員又は特定公庫等役員	当該公庫等職員

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 抄)

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、 物であつて、固形状又は液状のもの (放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。) をいう。 廃酸、廃アルカリ、 動物の死体その他の汚物又は不要

2 6 (略)

(廃棄物処理施設整備計画)

第五条の三 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業(廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、 廃棄物処理施設整備事業に関する計画(以下「廃棄物処理施設整備計画」とい

う。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 6

◎公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号) 抄)

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法 法人をいう。第六条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であって政令で定めるものをいう。 の設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政 人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、そ

資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によ

って得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、 第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。 計画的かつ継続的に建設工事 (建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二条

2~4 (略)

◎国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号) (

(内部部局)

第七条 (略)

2·3 (略)

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 これに置かれる官房及び部を除く。)には、 庁、官房、 局及び部(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの 課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、 これらの設置及び所掌事務の範囲は、 (以下「実施庁」という。 政令でこ

れを定める。

6~8 (略

◎中間貯蔵・ 環境安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号) 抄

、株式の政府保有)

第四条 業」という。)又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。)を営む間四条(政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業(第十六条第一号において「中間貯蔵に係る事 会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

- 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者(次号において「国等」という。)の委託を受けて、 中間貯蔵を行うこと。
- 国等の委託を受けて、 福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。
- 国の委託を受けて、前二号に掲げる事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。
- 六五四三二 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと (第三号に掲げるものを除く。)。
- 会社は、 前項の事業を営むほか、 同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、 環境大臣の認可を受けて、 同項の事業以外の事業を営むこと

ができる。